

# 新しい血液事業の基本理念

(現行法) ・被採血者の保護と採血業の規制が主眼。血液事業の特性を踏まえた法的枠組みとなっていない。  
・昭和31年制定以降、実質的改正なし。

## 法律内容に即した題名の改正

「採血及び供血あつせん業取締法」



「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」

### 血液事業の法的枠組みに相応しく 法律の目的を拡大

新たに以下を追加。

- ・血液製剤の安全性の向上
- ・安定供給の確保
- ・適正使用の推進



国民の保健衛生の向上

### 血液事業の運営指針となる 基本理念を設定

血液製剤の安全性の向上

献血による国内自給の原則

適正使用の推進

血液事業運営に係る公正の確保と透明性の向上

### 血液事業に携わる

### 関係者の責務を明確化

基本理念にのっとり、

**【国】** ・安全性向上・安定供給確保に関する基本的・総合的施策の策定・実施  
・国内自給確保のための教育・啓発、適正使用に関する施策の策定・実施等

**【地方公共団体】** 献血に関する住民の理解、献血受入を円滑にするための措置

**【採血事業者】** 献血受入の推進、安全性向上・安定供給確保への協力、献血者等の保護

**【製造・輸入業者等】** 安全な血液製剤の安定的・適切な供給、安全性向上のための技術開発と情報収集・提供

**【医療関係者】** 適正な使用、安全性に関する情報収集・提供